

水道施設等耐震診断業務委託 特記仕様書（令和8年度 高槻市水道部）

第1条（業務の目的）

本業務は、水道施設の耐震診断を実施し、耐震補強の必要性を把握するとともに、その結果に基づき、JWWA 水道事業ガイドライン等における指標を算出することを目的としている。

第2条（適用）

水道施設等耐震診断業務特記仕様書（以後「本仕様書」という）は、高槻市水道部が実施する「水道施設等耐震診断業務委託」（以後「本業務」という）に適用する。

第3条（関連図書、基準）

本仕様書に定めのない事項については、以下の基準等（原則として受注時の最新版）に準拠するものとする。

- (1) 令和7年度 水道事業実務必携 全国簡易水道協議会
- (2) 土木設計業務等共通仕様書（令和8年4月）大阪府都市整備部
- (3) 構造耐震診断業務委託料算定基準（令和4年4月）大阪府都市整備部
- (4) 水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）日本水道協会
- (5) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）公共建築協会
- (6) 水道事業ガイドライン（日本水道協会）
- (7) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (8) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (9) 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編（日本道路協会）
- (10) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (11) その他、関連基準に準ずる。

第4条（疑義）

設計図書および仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議の上、決定するものとする。

第5条（管理技術者等）

管理技術者及び照査技術者は、以下いずれかの資格を有し、耐震診断業務の実績がある者を選任すること。また、両者の兼任は認めない。

- (1) 技術士（総合技術監理部門または上下水道部門「上水道及び工業用水道」）
- (2) RCCM（「上水道及び工業用水道」）
- (3) 国土交通省認定技術管理者（上水道及び工業用水道）

第6条（打合せ）

打合せは、業務着手時・中間・成果品納入時の計3回（中間打合せ1回）を想定している。ただし、調査職員及び受注者が希望した場合など必要に応じて行うものとする。また、打合せ

は、原則として管理技術者が立ち会うものとし、打合せ回数の増減による契約変更は原則として行わない。

打合せ内容は、原則として受注者が書面（議事録）に記録し、相互確認を行うものとする。

第7条（診断対象）

本業務における診断対象施設は下表のとおりとする。また、対象施設の住所を以下に示す。

施設場所	診断箇所	構造	築造/改修年度	容量等
摂津峡配水池	1,2号池	RC造	S52	100m ³
〃	3号池	RC造	H9	100m ³
萩谷低区配水池	1,2号池	SUS造	H11	90m ³
檜田配水池	1号池	RC造	S50	91m ³
〃	2,3号池	RC造	S46	91m ³
〃	4号池	RC造	H7	396m ³
檜田	調圧槽	RC造	S46	2m ³
檜田浄水場	着水井	RC造	S46/H7	5m ³
〃	沈砂池	RC造	S46/H7	115m ³
〃	1,2号緩速ろ過池ほか(※)	RC造	H7	788m ³
〃	3号緩速ろ過池ほか(※)	RC造	H7	333m ³
川久保浄水場	1,2号配水池・混和池	RC造	S61	93m ³
〃	着水井	RC造	S61	3m ³
〃	沈殿池	RC造	S61	31m ³
〃	緩速ろ過池・計量槽・調整槽	RC造	S61	83m ³
〃	取水枠	RC造	S61	2m ³
日吉台配水池	電気室棟（建築物）	RC造	S50	14延床 m ²
城山第1配水池	電気室棟（建築物）	RC造	S55	12延床 m ²
檜田浄水場	電気計装室（建築物）	RC造	S46	24延床 m ²

(※)緩速ろ過池、調整槽、管廊、混和池、浄水地を含む一体構造体を対象とする

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 摂津峡配水池 | 大字原 3 番 1 |
| (2) 萩谷低区配水池 | 大字萩谷 224 番 4 |
| (3) 檜田配水池 | 大字中畑小字大門 24 番 2 外 |
| (4) 檜田調圧槽 | 大字出灰小字垣内 51 番 |
| (5) 檜田浄水場 | 大字中畑小字高野 13 番 5 外 |
| (6) 川久保浄水場 | 大字川久保 247 番 2 |
| (7) 日吉台配水池 | 日吉台三番町 67 番 2 外 |
| (8) 城山第 1 配水池 | 清水台一丁目 100 番 1 外 (25 番 1 号) |

第 8 条 (既存資料の収集・整理)

受注者は、発注者より竣工図書、構造図、配筋図、地質調査報告書などの資料の貸与を受け、診断業務に必要な資料を抽出して整理する。

第 9 条 (現地調査)

受注者は、現地調査等を目的として、対象施設に入場する場合は、事前に調査職員から鍵の貸与を受け、入場方法等の確認を行うこと。また、施設は全て供用中の施設であるため、安全対策に留意すること。

第 10 条 (診断条件の整理)

受注者は、貸与を受けた地質関係資料及び地質調査結果に基づき、基礎地盤の土質定数や液化の可能性等を検討し、耐震診断の基本方針及び設計地震動の設定を行うものとする。また、これら整理された諸条件をもとに調査員と協議の上、方針を決定するものとする。

第 11 条 (耐震診断業務)

受注者は、本業務における耐震診断の手法等について、第 3 条で示した図書及び基準により、対象施設ごとに構造形式、築造年度、既存資料の整備状況、地盤条件等を整理したうえで、耐震診断の手法、設計地震動、解析方法、照査項目及び判定基準を業務計画書に明示し、業務着手初期に調査職員の承諾を受けるものとする。

第 12 条 (提出書類)

受注者は、業務完了時に成果物として以下を提出するものとする。なお、成果物は、照査技術者による照査を行った後、発注者の審査を受けるものとする。

- (1) 耐震診断報告書 正本 1 部
- (2) 耐震診断報告書 副本 1 部
- (3) 照査報告書 1 部
- (4) 設計計算書、解析条件、解析結果及び判定根拠 一式
- (5) 業務指標等の算出根拠資料 一式
- (6) 打合せ記録簿 一式

- (7) 電子データ 2部
- (8) その他、調査職員が指示した資料

第13条（費用負担）

本業務に通常必要となる資料整理、現地踏査、軽微な計測、診断及び報告書作成に要する費用は、受注者の負担とする。

ただし、新たな地質調査、コア採取等の破壊検査、足場・仮設、水替え、断水その他施設運用に影響を及ぼす調査又は仕様書に明示のない追加調査が必要となる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

第14条（成果物に対する責任）

受注者は、業務完了後に成果物の不備が判明した場合、速やかに無償で修正・訂正を行うものとする。また、成果物の控えは、業務完了後10年間保存すること。

第15条（成果品の瑕疵対応）

受注者は、成果品に契約不適合、不備又は不具合があると発注者が判断した場合は、受注者の責任において速やかに無償で修正を行うものとする。

なお、修正が完了し、発注者の確認を受けるまでは、成果品の納品が完了したものと認められず、修正に伴い業務に遅延が生じた場合、その責任は受注者が負うものとする。

第16条（照査の内容）

照査技術者は、診断条件、解析モデル、設計地震動、照査結果、判定内容及び成果品の整合性について照査を行い、その結果を照査報告書として提出するものとする。

第17条（第三者損害への対応）

受注者は、本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は、責任を持って補償を行うものとする。

第18条（秘密保持）

受注者は、本業務を通じて知り得た情報について、業務期間中および完了後も秘密を保持し、発注者の許可なく第三者に開示または漏洩してはならない。

第19条（履行期間）

受注者は、契約後速やかに業務工程表を調査職員に提出し、業務工程に変更が生じた場合はその都度、変更工程表を提出すること。また、業務工程は適切に管理し、履行期間を遵守するよう努めること。

耐震診断を行う業務の施設ごとの作業順序について、発注者から協議を行う場合があり、受注者はそれに対して、極力協力すること。

(以上)